

平成27年4月16日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

日 時	平成27年4月16日(木) 午後3時00分
場 所	教育委員会室
開 会	午後3時00分
閉 会	午後4時43分
出席委員	
委 員 長	横 井 利 男
委 員	雁 部 隆 治
委 員	阿 部 博 道
委 員	坂 根 慶 子
教 育 長	横 山 信 雄
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	石 井 秀 和
教育委員会事務局参事 (庶務課長事務取扱)	岩 佐 一 郎
教育委員会事務局参事 (すみだ教育研究所長事務取扱)	高 橋 宏 幸
学 務 課 長	須 藤 浩 司
指 導 室 長	月 田 行 俊
生涯学習課長	岡 本 香 織
スポーツ振興課長	佐 久 間 英 樹
ひきふね図書館長	倉 松 邦 多

2 議題について

(1) 議決事項

- 第1 議案第45号 墨田区立小中学校の主任の発令について
- 第2 議案第46号 すみだ生涯学習センター条例施行規則の一部改正について
- 第3 議案第47号 P T A退任役員に対する感謝状の贈呈について
- 第4 議案第48号 平成26・27年度墨田区青少年委員の退任について

(2) 報告事項

- 第1 教育課題の進捗状況について

- 第2 平成27年度墨田区学校安全衛生管理者等の選任及び指名について
- 第3 平成27年度学校ICT化推進校(小学校)の選定について
- 第4 平成27年度墨田区立小中学校学級編制について
- 第5 墨田区いじめ防止対策基本方針について
- 第6 平成26年度子供の体力向上推進優秀校の表彰について
- 第7 平成27年度学力向上新すみだプランについて
- 第8 児童・生徒に関する事故等について

3 会議の概要について

横井委員長 ただ今から教育委員会を開催します。本日の会議録署名人は坂根委員にお願いいたします。

議決事項第1

議案第45号「墨田区立小中学校の主任の発令について」を上程する。

指導室長 議案第45号の提案理由として、平成27年4月1日付けの人事異動に伴い、承認する必要があるからでございます。小学校は、教務主任・生活指導主任・研究主任・保健主任・各学年主任、中学校は、教務主任・生活指導主任・進路指導主任、保健主任、各学年主任の一覧になります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

横井委員長 ただ今の説明についてご質問はございませんか。

横井委員長 それでは、議決事項第1・議案第45号「墨田区立小中学校の主任の発令について」原案どおり発令することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

横井委員長 それでは、原案どおり決定いたします。

議決事項第2

議案第46号「すみだ生涯学習センター条例施行規則の一部改正について」を上程する。

生涯学習課長 議案第46号の提案理由として、すみだ生涯学習センターにおける付帯設備としてドーム対応型プロジェクターを設置することに伴い、所要の規定整備を行う必要があるということでございます。すみだ生涯学習センターでは、旧ドーム関連区間の改修工事を行いまして、新たな貸出施設ドームとして本年4月1日より利用を開始しております。そのドームの壁面は球状でございますので、その特性を生かすために、より効果的な投影を行う補助機能がある機種をドーム対応型プロジェクターとして導入するものでございます。ドーム対応型プロジェクターの付帯設備使用料は、1回あたり2,000円を予定しております。この金額は、プロジェクターの購入金額が1,842,200円ですので、その約0.1%にあたる金額になります。生涯学習センターにあるピアノ等の高額備品の使用料もほぼ同程度に設定されております。また、区内の多施設で貸出しを行っている一般のプロジェクターについては、使用料を概ね1,000円程度で設定しておりますので、それと比較しましても今回導入するプロジェクターの付帯設備使用料は2,000円という価格でバランスがとれるものと考えております。なお、規則の施行日は平成27年5月1日を予定しております。申請書については、付帯設備10番としてドーム対応型プロジェクターを追加します。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

横井委員長 先日、お披露目の演奏会に行ってきました。大変良いホールになっておりました。その際使用されたプロジェクターは、同じものですか。

生涯学習課長 当日は同程度のものをレンタルしました。

横井委員長 それでは、議決事項第2・議案第46号「すみだ生涯学習センター条例施行規則の一部改正について」原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

横井委員長 それでは、原案どおり決定いたします。

議決事項第3

議案第47号「PTA退任役員に対する感謝状の贈呈について」を上程する。

生涯学習課長 議案第47号の提案理由として、墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱に基づき、感謝の意を表する必要があるということでございます。墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱に基づき、退任する単位PTA会長及び本部役員に対し、感謝状の贈呈を予定しております。贈呈基準のうち、単位PTA会長・副会長・会計・書記及び庶務として、通算5年以上在職したものが5名、副会長・会計・書記及び庶務として、通算5年以上在職したものが10名になります。贈呈年月日は、それぞれのPTA総会が開催される日になります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

横井委員長 ただ今の説明についてご質問はございませんか。

横井委員長 それでは、議決事項第3・議案第47号「PTA退任役員に対する感謝状の贈呈について」原案どおり贈呈することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

横井委員長 それでは、原案どおり決定いたします。

議決事項第4

議案第48号「平成26・27年度墨田区青少年委員の退任について」を上程する。

生涯学習課長 議案第48号の提案理由として、墨田区青少年委員に関する規則に基づき、退任を決定する必要があるということでございます。墨田区青少年委員の任期は2年でございますが、この度平成26年4月1日付けで委嘱した委員1名から一身上の都合により退任したい旨の申し出がございました。事情を伺ったところ、今後の活動は困難であると認められるため、退任を認めることといたしました。なお、後任の委員については、現在検討中でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

横井委員長 ただ今の説明についてご質問はございませんか。

横井委員長 それでは、議決事項第4・議案第48号「平成26・27年度墨田区青少年委員の退任について」原案どおり決定することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

横井委員長 それでは、原案どおり決定いたします。

報告事項第1

「教育課題の進捗状況について」、各課長が次のとおり説明する。

庶務課長 「学校校舎等の改築・改修事業」について説明します。平成27年3月の進捗の報告になります。1点目ですが、学校校舎等の改築・改修事業の実績です。吾孺第二中学校校舎の改築工事は、工事期間がかかりますので、現在も工事中です。特に大きな遅れもなく、進捗しているところでございます。緑小学校の昇降機増築その他工事は、エレベーターの設置、緑幼稚園跡の5教室の整備について完成いたしました。予定通りの状況となっております。非構造部材のガラス飛散防止ですが、言問小学校・曳舟小学校・第四吾孺小学校・中川小学校・八広小学校について、すべて予定どおり完了しました。あわの自然学園天井崩落防止の調査及び設計委託も予定どおり完了しました。

指導室長 「いじめ・不登校防止対策事業」について説明します。実績としましては、3月にいじめ問題研修ということで、1年次教員対象に研修を実施しました。また、不登校対策担当者連絡会議を実施させていただいております。いじめ防止対策基本方針を3月18日に策定させていただくとともに、いじめ防止対策プログラムの方も3月25日に決定させていただきました。指導主事による学校訪問、不登校対策の次年度の検討を行わせていただいて、現在学校のいじめ防止の基本方針を策定させていただくとともに、緊急事態・重大事態等の対応のための報告様式を学校に通知しているところです。

坂根委員 1年次の教員研修の内容・時間数等を教えてください。

指導室長 年間の中で、いじめについて特化して扱う際は、事例検討やワークショップといったグループセッションを行いますが、1回実施してそのままにすると忘れてしまいますので、必ず毎回5分程度はいじめ問題についてテーマにして扱うようにしています。3月の場合は、事例を紹介しての意識啓発をするというような研修になっていて、重点的な研修という扱いにはなっていません。

坂根委員 毎回というのは、年間どれくらいですか。

指導室長 14回、研修がある度に話題にしています。

坂根委員 時間はどれくらいですか。

指導室長 毎回は5分、特化は1時間程度です。

横井委員長 不登校児童・生徒がいろいろな犯罪にかかわったり、反対に被害者になったりすることがありますし、家庭の虐待もありますので、それらについての掌握もぜひ継続的に慎重に行っていく必要があると思います。

すみだ教育研究所長 「学力向上3ヵ年計画(新学習状況調査、教員研修等)」について説明します。計画ですが、すみだ学力向上推進会議報告書が出来ましたので、送付いたしました。来週4月21日に、全国学力・学習状況調査の実施、再来週に区学習状況調査の実施が控えていますので、各校に連絡をとりながら、間違いのないようにしっかり実施していきたいと思います。また、授業改善ヒアリング前期の実施ですが、4月13日から指導室と協力して実施していきます。実績としては、春休みチャレンジ教室を3月26日から28日に開催しました。すみだスクールサポートティーチャー次年度活動希望調査を実施、すみだ学力向上推進会議報告書が完成しました。続きまして「幼保小中一貫教育」について説明します。計画としては、各ブロックへの支援の実施、巡回指導、事例集の配布を計画しておりました。実績としては、各ブロックへの支援の実施、巡回指導、平成26年度墨田区幼保小中一貫教育実践事例集の配布したところがございます。また、「小学校すたーとブック」及び「一貫教育推進計画(概要版)」の完成といったところで、計画どおり順調に進捗しているところであります。

雁部委員 春休みチャレンジ教室は、どれくらいの参加者でしたか。

すみだ教育研究所長 20名の参加でした。

スポーツ振興課長 「陸上競技場等整備事業」について説明します。前月に引き続いて、今年度前半の基本計画素案の完成を目指して、現在鋭意作業を進めているところです。進捗については、順調ということになります。

横井委員長 報告承りました。

報告事項第2

「平成27年度墨田区学校安全衛生管理者等の選任及び指名について」、庶務課長が説明する。

庶務課長 総括安全衛生管理者として次長の石井、産業医は前年と同じ柴崎先生、主任衛生推進者というのは、学校安全衛生委員会のメンバーである庶務課長・学務課長・指導室長、それと各学校の現場にそれぞれの衛生推進者を置くという形で、一番多いのは副校長ですが、学校安全衛生委員会の意見等を反映させまして、養護教諭を学校によっては追加しても良いということで今回学校から名簿が出ています。学校の安全衛生を審議する組織として、墨田区学校安全衛生委員会がございますが、メンバーは表のとおりとなっています。このメンバーで今年1年間現場の巡視に行ったり、安全衛生上の措置等について意見交換をしていくという態勢でございます。

坂根委員 安全衛生委員会の委員は、どのように情報交換をしているのですか。

庶務課長 定期的に会合を開いてまして、会議は少なくとも年2・3回、年間計画や総括を行います。そのほかに、職場巡視と言いまして、学校の現場を見て安全性等を調べる際にも、このメンバーで集まって、意見交換をしています。これも定期的に3か月に1回くらいのペースで行っています。学校で職場巡視を行った際に、学校の教員が健康上、メンタル上の問題を相談できるように、産業医による相談会を実施しています。

坂根委員 職場巡視は全校を回っているのですか。

庶務課長 毎年全校は無理なので、年ごとに何校か決めて回っています。順番は、行政順で学校を指定しています。

坂根委員 何校くらいですか。

庶務課長 平成26年度は、12回で、外手小学校・二葉小学校・錦糸小学校・中和小学校・両国小学校・横川小学校の6校でした。

阿部委員 衛生管理者や衛生委員会をつくる根拠となる法律は何ですか。

次長 労働安全衛生法です。

庶務課長 50人以上いる事業所について設置するようになっていて、学校は対象外なのですが、学校全体として組み込んで対応するべきだということで、墨田区では設けています。

坂根委員 職場巡視の意義というのは、何でしょうか。

庶務課長 職場巡視をするというのは、労働者の安全確保、衛生確保という趣旨ですので、例えば、学校内に設置されている棚、事務所の棚等が固定されているのか、或いは、職員室の照度が適正なのか、職員の机の下に荷物があって足が入らないようなところがないか、とかの環境をチェックして、指摘事項があった場合に学校へ改善するよう指導し、指摘事項が改善されたか回答をもらってチェックするというようなことをしています。

坂根委員 改善の回答の結果、改善されていることも確認するのですか。

庶務課長 はい。確認しています。よほどの問題がない限りは改善されています。

阿部委員 要は、子どもたちの安全ではなく、労働者の安全という問題ですね。

庶務課長 はい。教職員の安全ということです。

報告事項第3

「平成27年度学校ICT化推進校（小学校）の選定について」、庶務課長が説明する。

庶務課長 平成27年度につきましては、予算の査定を受けまして、中学校については残り8校で、全校、全普通教室・特別教室に電子黒板・iPadの常設化ということで査定がされて出来るようになりました。小学校については一部ということで、3校程度という方針が決まりまして、それに基づいて希望する学校に企画書を提出させて、評価の高かった第三吾嬬小学校、二葉小学校、隅田小学校の3校を選定しました。これらの学校に共通した優れた点としましては、機器等は夏休みに設置するようになるのですが、導入前から研修や組織化の取り組み、体制の取り組みを始めるといった積極的な姿勢が企画書に盛り込まれていたというものです。企画書の提出は14校からありまして、各学校から強い希望がありました。内容もレベルの高いものでした。次点としまして、錦糸小学校と横川小学校が同点でした。なるべく学校の意向を踏んで、やる気になっているので、さらに検討した結果、全普通教室に電子黒板ではありませんがプロジェクターを配置し、教員用にiPadを手配できるよう手筈を取りました。次点の錦糸小学校と横川小学校につきましては、そういった対応をして、28年度に備えていただくといった対応をしたいと思います。

横井委員長 錦糸小学校と横川小学校については、次年度に完全な状態になると考えてよろしいですか。

庶務課長 平成28年度には、小学校全校に配備することを予定しています。

阿部委員 第三吾嬬小学校、二葉小学校、隅田小学校の3校には、児童一人に1台ずつになるのですか。

庶務課長 教員に一人1台のiPadと電子黒板を全教室に、黒板の上でスライドできる状態のものを設置ということになります。小学校は、各教室に拡大投影機も配置します。公開授業でご覧いただいたような授業を全教室で展開していく形になります。

阿部委員 一人1台は、まだ先なのですね。

庶務課長 一人1台は、そういった準備を進めていって、ステップアップして最後に行き着くところと考えています。

坂根委員 次年度というのは、やはり秋ごろなのですか。

庶務課長 28年度に予算がついてということになると、夏休み中でないと教室に入って整備ということが出来ませんので、どうしても夏休みの整備ということになりますので、9月スタートということになります。

坂根委員 どうしても1年半は、掛かるということですね。

庶務課長 そうですね。9月の段階からフルスロットルで動けるように、準備の段階から支援をしています。

坂根委員 その間に、ソフトの準備とかをするのですか。

庶務課長 そうです。そういった支援はしっかりとしていきたいと思います。

報告事項第 4

「平成 27 年度墨田区立小中学校学級編制について」、学務課長が説明する。

学務課長 4月7日現在の学級編制について確定したものです。小学校が25校で9,559名、中学校が10校で4,084名です。二葉小学校につきましては、昨年度末に転入者の増によりまして、通常であれば4学級編制になるところでございますが、学校長の意見がございまして、3学級編制とさせていただきます。理由としましては、普通教室の増設が出来ないということと、入学式の時点で担任教諭が不在となるということで、3学級編制の決定をしたものでございます。ちなみに、教諭の配置でございますけど、4学級編制の人数が配置されるということでございますので、チームティーチングとして活用して授業を進めていくということで授業の指導に影響が出ないようにしていくということでございます。

指導室長 補足としまして、二葉小学校を含めて、本日付けで小学校については8名の教員が辞令交付ということで、発令をさせていただきまして、今日から学校に勤務しています。二葉小学校についても、発令が今日ということで、4月6日の入学式の段階では不在ということもありましたので、今のような対応を学校長が判断したということでございます。

次長 これにつきましては、二葉小学校の保護者の方からも何件か意見を頂戴しておりますので、説明させていただいたところです。

坂根委員 どういう説明でしょうか。

次長 今、小学校1・2年生は35人で学級編制ができるということになっています。二葉小学校の場合、109人で35人の3倍の105人を超えているので、4学級編制が出来ます。しかしながら、教室数の問題と入学式時点で担任が揃わないことなどから、制度上可能な弾力運用を行い、4学級編制ではなく3学級編制をしたということです。ただし、教員数につきましては、本日付けで1人増員になりましたので、4学級分の教員がおりますので、その1人増えた分につきましてはチームティーチング等を活用することによってきめ細やかな教育をしていきたいと思えます。

雁部委員 35人で算定ということになっていて、それを40人にするというのは、決定権というのは校長ではなく、教育委員会で決めることなのですか。

次長 区教育委員会から都教育委員会に届出をして決定します。

学務課長 区教育委員会の裁量ということで、区の職員の判断で東京都へ届出という形になります。

雁部委員 3学級にしたことで、担任が不在ということはなかったのですね。

指導室長 4人目は本日付けで発令しました。3学級にしたことで、これまで担任不在ということはありませんでした。

坂根委員 先程の「保護者の意見を頂戴している」というのはどういう内容でしょうか。

次長 保護者が、35人学級であれば4学級になるところを、今回二葉小学校1年生については3学級編制にするということについて、何故35人学級ではないのかというご意見を頂戴しました。

坂根委員 その意見は、どうなったのですか。

次長 回答としましては、今申し上げたとおり、教室の数が足りないという物理的な状況と入学式時点で小学校1年生の担任をつけることが出来ないという2つの理由において、この制度上許されている弾力運用をさせていただいたという説明をしました。

坂根委員 それは教育委員会が保護者の説明会で説明をしたことであって、今保護者の意見を聴取

したように聞いたのですが、そうではないのですか。

次長 一部そういう意見が上がってきたので、それに対する回答としては、今のような説明をしたということです。

雁部委員 中学校も同じような理由ですか。空き教室がないとかそういうことですか。

指導室長 小学校については、第1学年は定数として35人と定めています。定数ですから、35人にするのが望ましいということになりますが、弾力的な運用も可能となっています。小学校2年生については、基本40人になります。ただ、1年・2年についてはクラス替えをしないで運用する可能性があるので、東京都教育委員会が35人という枠で教員の算定をすることを、国とは別にしています。中学校については、定数はすべて40人となっています。東京都の中1ギャップという過員配置の制度を用いて、40人ではなく、人数を少なくした学級編制をしてもよいということになっていまして、クラスを増やすか、元の40人学級のままチームティーチング的に当該学年に教員を配置するのかということは、学校の判断に任せられています。中学校の場合は、教室があろうがなかろうが現状の定数の40人にとすると学校が判断すれば、それも出来るということです。2年生になった際には、確実に定数40人に戻されてしまいます。

雁部委員 判断の最終期限は、いつごろですか。

指導室長 基準としては、4月7日や5月1日というものがあります。5月1日以降は、学級数を変更することはできません。40人学級で制定していて、転入生が5月1日以降に入った場合には、41人学級が生じるということがあります。その場合には、教員の数は増えません。

坂根委員 二葉小学校の場合、人数が増えるという予測はどの時点で出来たのですか。

次長 3月25日過ぎに転入があったことにより、その時点での教員の採用が出来ませんでした。

坂根委員 何人くらいあったのですか。

次長 105人でぎりぎりだったところに、4人増えました。

雁部委員 説明会の際に、そういうこともあり得るといことは説明しているのですか。

指導室長 説明はさせていただいたのですが、誤解が生じたということからのご意見がございました。

横井委員長 次年度以降、教室が不足した際の対応はどうなりますか。

次長 当面は、コンピュータールームやランチルームに手をつけなければならないと思います。対応可能な教室が全くないという訳ではありませんが、やはり少人数学級を実施するための教室を押さえておく必要があるということで、今回の対応とさせていただきます。

雁部委員 教室数が確保できる人数だけを募集するようにはどうですか。

次長 今回の二葉小学校については、学校選択制の対象外にしていたので、純粹に住民数の増によるものです。

報告事項第5

「墨田区いじめ防止対策基本方針について」、庶務課長が説明する。

庶務課長 以前に委員の皆様には基本方針の案についてお示しさせていただきました。この件につきましては、教育委員会で定めるいじめ防止プログラムと同時並行的に対応してきた経緯がございます。改めて確定した内容について、ご説明いたします。案の段階と変更になった点について、説明いたします。取組にあたっての基本的な考え方で、「特に、LINE等のSNSサイト、インター

ネット上に他人の悪口や個人情報、不適切な内容等については、表出しにくい状況である。児童等の日常の変化に気付き、一人で悩みを抱え込むことのない環境づくりをする。」というような最近のSNS対策の利用状況を踏まえて、こういった記述を追加しました。いじめの早期発見では、川崎市の例の事件を踏まえまして、「児童等が発する小さなサインを見逃すことのないよう、心の変化に注意し、違和感を敏感に感じ取る等のチェック機能強化」という記述を追加しました。また、「携帯」を「スマートフォン等」という今の時代にあわせた記述に変更しました。それと、「いじめ解消の判断及びその後の配慮」という項目では、「いじめた児童等及び保護者と いじめられた児童等及び保護者等の当事者同士が、謝罪等を含め、一定の和解を見たあと、学校は1か月以上の経過観察を行う。その結果、通常の生活に戻ったと校長が判断できる場合」と「できる」という記述でしたが、「判断した場合」と「した」という記述に変更しました。

坂根委員 内容の細かいことではございませんが、この形で出すのですか。

庶務課長 これは、区の方針ですので、区長が決定した内容でございます。

坂根委員 レイアウトなのですが、項目を白抜き文字にしてありますが、白抜きは事件性があるように感じられます。センスという点で疑問が残ります。

庶務課長 ご指摘として区長部局へ伝えます。

指導室長 本来はカラーで、青地に白抜き文字になります。黄色になっている部分があったりして、整理されています。

坂根委員 紙質も違うのですか。

指導室長 紙質も、もう少し白いものになります。

報告事項第6

「平成26年度子供の体力向上推進優秀校の表彰について」、指導室長が説明する。

指導室長 平成26年度子供の体力向上推進優秀校ということで、東京都教育委員会から表彰されたものについての報告でございます。この賞状の授与については、昨日の定例校長会において、校長先生に教育長から授与していただきました。優秀校の受賞の理由としましては、業平小学校につきましてはオリンピック教育推進校として、児童の運動に対する興味・関心を高めるために、オリンピックやパラリンピアンを効果的に活用して取り組んだとか、運動チャレンジ週間などを年間を通して、例えば鉄棒や持久走に取り組んだ結果、握力や持久力を始めとして体力調査の5種目以上で全国平均を上回ることが出来ました。あるいは、体力向上にはかかせない「早寝・早起き・朝ご飯」運動の推進に対して、文部科学大臣賞の表彰を受けた点などが理由になっています。第三吾嬬小学校につきましては、年間を通してマラソン月間や縄跳び週間・大縄跳び大会等をパワーアップ大作戦として全校で積極的に取り組んだ点、あるいはパワーアップ大作戦の種目を1学級1実践運動として休み時間や体育の授業等で取り組み、学級として設定した目標を全学級一丸となって努力した点、体力調査結果を分析し、課題であった持久力や柔軟性の向上のために、3分間走やストレッチを取り入れて課題解決を図った点が理由になっています。寺島中学校につきましては、早朝マラソンを年間を通して全校実施し、体力向上の取り組みを強化した点、あるいは部活動において週90分以上の体力向上プログラムを実施するとともに、保護者との連携を推進して体力向上に努めた点、専門的な外部指導員を活用して、学校・家庭・地域が一体となった取り組みが、結果的に例えば卓球部の全国大会出場などをはじめ各大会での成績向上につながった点が表彰の理由となって

います。

雁部委員 優秀校ということで3校選ばれましたけど、ほかの学校もいろいろ取り組みはしていると思うのですが、実践していることを校長間で情報交換をしていたりするのでしょうか。

指導室長 体力向上プログラムを各学校に作らせていますので、それに基づいた計画で実施した結果、東京都に認められたということです。

雁部委員 各学校の取り組みについて、全部分かっているのですか。

指導室長 計画書は提出させていますので、それで情報交換することは可能です。今説明したような内容は、校長会でも話していますので、優秀校がどのような取り組みをしたのかは、認識していただいていると思います。

雁部委員 いいことは、どんどん共有していった方が良いと思います。

報告事項第7

「平成27年度学力向上新すみだプランについて」、すみだ教育研究所長が説明する。

すみだ教育研究所長 「学力向上新すみだプラン」は毎年作成しています。その中で一番大きな計画の元になる部分ですが、「墨田区学力向上3か年計画」の目標達成を主体としております。構成としましては、家庭教育力の向上、地域の教育力の向上、学校教育力の向上ということで、教育委員会挙げて展開してる施策を3本柱としているところでございます。学力向上3か年計画でございますが、ご存じのとおり低位層の児童生徒数を全体の40%以下にすることを目標としているところでございます。改めて申し上げるまでもございませんけども、本年度は平成25年度からはじまりました「墨田区学力向上3か年計画」の最終年度にあたります。先程ご紹介しました4月21日の全国調査、4月28日の区の調査、7月2日の都の調査で、確かな学力の定着に向けて、各校及び教育委員会で頑張ってきた成果が問われると認識しているところでございます。3か年計画の授業改善プランに基づく授業改善サイクルについても、指導室と協力してヒアリングを行っております。各学校が工夫して取り組んでいるというところを確認しています。今後調査の結果が出ましたら、すみだ学力向上推進会議調査分析分科会で分析・指導の改善を含めて、さらにレベルアップするように検討して参りたいと思っております。今回、主に変更になった点についてご紹介させていただきたいと思っております。「家庭教育力の向上」の「すみだチャレンジ教室」ですが、長期のコースを設けまして、5月16日から7月にかけて、二葉小学校で土曜日に春の長期コースを行わせていただきます。今後、秋は10月から12月に、冬は1月から3月にかけて、希望校を募りまして、長期のコースを設けさせていただきたいと思っております。夏には墨田区全体の児童生徒を対象に短期コースを開催するほか、冬休みは小学校、春休みは中学校で希望校を募って、短期の教室を開きたいと考えているところでございます。「学校教育力の向上」では、「ICT化の推進」ということで変更がありましたので、ご紹介させていただきます。「学力向上重点支援校の指定」ということでは、すみだ教育研究所が課題を設定しておりまして、その課題について積極的に解消を図っていこうという学校を選定しまして、東京未来大学・手を挙げられた学校・すみだ教育研究所の三者で、共同研究をしていきたいと思っております。27年度は、学習意欲の向上をテーマに掲げておりまして、東京未来大学との共同研究に参加いただきました桜堤中学校、八広小学校で学力向上支援重点校の指定ということで、学習意欲の向上に向けていろいろな取り組みをしていきたいと思っております。

坂根委員 すみだチャレンジ教室は、教育NPOティーチ・フォー・ジャパンですか。

すみだ教育研究所長 今ラーニング・フォー・オールという形で、ティーチ・フォー・ジャパンとは別れたところになります。

坂根委員 桜堤中学校と錦糸中学校で何回か拝見しましたが、同じような形式でしょうか。

すみだ教育研究所長 基本的には昨年度と同じです。先日二葉小学校に来ていただいて打合せをした際に、同席させていただきました。その際、昨年と同じように実施するというのと、最初からチャレンジ教室ありきでなく、習熟度別の教室にも入って、そういったところでも勧誘しながら、工夫してやっていきたいということでした。

坂根委員 毎週、土曜日ですか。

すみだ教育研究所長 基本的には、毎週土曜日です。1・2回は、学校の都合で変更になります。午後1時30分から4時30分までの3時間です。初日が、5月16日になります。

坂根委員 それは、二葉小学校にいろいろなところから集まるということですか。

すみだ教育研究所長 二葉小学校の児童を対象に実施します。

横井委員長 今年度以降、学芸大学との連携は継続するのですか。

すみだ教育研究所長 学芸大学との契約は、今年度までとなります。来年度以降については、未定です。

報告事項第8

「児童・生徒に関する事故等について」、指導室長が説明する。

指導室長 昨年度の状況でございます。一般事故は、平成25年度は68件でしたが、平成26年度は15件減って、53件という状況でございます。幼稚園が年間で6件、小学校が33件、中学校が14件で、合計53件でございます。小学校が多いように思われるかもしれませんが、発生率ということで、全小学校の児童と全中学校の生徒の比率でみると、どちらも発生率は、0.35%ということで、発生状況としましては同程度と判断しております。場所的には、小学校は廊下・校庭・教室が発生場所として指摘されているところがございます。交通事故は、平成25年度は年間で10件ございましたが、平成26年度は14件ということで、4件増えています。前期の段階でかなり件数を増やしましたが、後期は比較的少なくなったと感じております。事故発生件数の内訳では、一般事故と同様に小学校が10件と高い件数となっているところがございます。特に管理外が最も多く、家に帰った後や休日などに交通事故に遭う報告が学校からありました。負傷内容では、打撲、擦り傷、骨折の順に多くなっています。幼稚園の交通事故が1件ございますが、これは保護者と一緒にいる時に事故に遭っているということになっています。その他の事故の内訳としましては、露出者の被害や強制わいせつ及び未遂には遭いませんでしたが、性的な被害が2件、不審者の声かけが8件、家出が1件、いじめが41件で53件となっております。その中で、不審者の声かけ8件でございますが、被害に遭った場合は所轄の警察署に通報することになっていまして、また当該の学校につきまちは近隣の幼稚園や学校に情報提供するような形で対応させていただいているところがございます。不審者の声かけには、性的な被害は含まれていないということでございます。また、いじめの41件は9月から3月にかけての数でございますが、小学校が35件と中学校が6件ですが、ほとんど小学校の場合については、33件が解消しています。中学校の2件も解消しています。小学校の場合、2件が継続になっております。中学校の場合、4件が継続になって

いますが、そのうちの解消の見込みがあるものが2件、中学校卒業してしまったものが1件、継続中のものが1件というところでございます。

その他

横井委員長 学校選択制度について、3月末の会議で話題に出ていますので、話し合いを進めていきたいと思います。

学務課長 3月末の教育委員会でご説明させていただきましたが、これまでの協議内容としましては、保護者が学校選択制度を有効に活用しており継続希望が約7割程度いること、しかしながら、児童生徒の遠方からの登下校時の安全確保の課題がある、また地震・ゲリラ豪雨など天災の緊急対応、そして町会・自治会など地域とのつながりが希薄となる、児童生徒数の確定の遅れから生じる教員配置の影響があるということと、児童・生徒数の学校間格差というものがございました。主な意見としましては、現行の学区への学校への通学が基本となることを崩さない、制度利用が定着しているため継続を前提とした上で制度の修正をしていく、小中学校は別々に考え、小学校は児童の登下校の安全安心を確保できる選択範囲とする、中学校は生徒自らの意思で選択できるため現行制度を継続する、2次募集の廃止、小学校の補欠期間の短縮など制度運用上の修正をする、見直しをする場合の周知期間は保護者への影響と準備期間を考えるというものでございました。そこで、解決への方向性でございますけれども、まず1番目が児童生徒の安全安心の確保が必要であるということ、登下校時の安全、災害時の対応や通学距離や通学経路上にある交差点や通りの安全性を踏まえる必要があるということ、緊急事態時の対応、学校において地震などの災害や急病・事故があった場合の保護者への緊急対応が必要になるということでございます。2番目に、学校と地域との連携でございます。地域の行事への参加でコミュニティづくり等の地域との連携でございます。そこでいくつかの地域連携の候補というのを示してございますけれども、1つが連合町会や連合自治会が22団体ございます。南部地区につきましては現在の小学校の学区と合致し、北部地区につきましては中学校の学区と一致しているため、南部と北部の地域の範囲でバランスが異なっていることでございます。2つ目が地域防災活動拠点会議で30地区ということでございます。これにつきましては、小学校の学区ごとに分類されているものでございます。3つ目としてコミュニティエリアとして6ブロックございます。墨田区を大まかに6区域に分けておりますが、境界線が定まっておりません。4つ目が神社の祭礼時のコミュニティエリアということですが、特定のエリアが広域になってしまう、5つ目として幼保小中一貫教育推進ブロックが10ブロックございますけれども、ブロックは行政側が指定しているもので、入学の実績と合っていないという課題がございます。6つ目が青少年育成委員会で10地区ございますが、中学校を単位として設置されているもので、小学校をカバーしているものではございません。3番目に他区の状況でございますけれども、学校選択制を見直した区といたしまして、杉並区が平成28年度に廃止、葛飾区が平成28年度に廃止というような状況でございます。これまでの議論の結果、このような形の議論がなされているという状況でございます。

横井委員長 これまでの簡単な経緯と内容についてお話いただきました。委員さんから何かありますか。

阿部委員 私自身は、学校選択制について、一般論で申し上げれば、生徒本人あるいは保護者の立場から選択権が広がるという意味で可能であれば選択できる自由があることは、基本的には良いこ

とであると思いますが、それに伴ういろいろな負担やリスクといったマイナス要素がありますので、これをどうカバーするか、あるいはそれとのバランスをどう取るかが問題ではないかと思います。特に今問題になっている災害時とか、あるいは通学距離が長くなったり、交通機関を使うといったことになってくると、子どもが小さい段階では非常に危険な場合も起きてくるだろうと考えられます。それをどうやってカバーできるのかと考えますと、保護者の選択権を維持することはプラスですけれども、通学距離が長くなった場合には、災害時や日常のリスクを誰かがカバーしなければいけません。そうすると、例えば小さい1・2年生のころは保護者なりが付き添って送り迎えするとかであれば良いのですが、現実には難しいと思いますので、それを学校とかPTAとか地域の方に負担をかける訳にはいかないのです、当然ある程度の制約はやむを得ないだろうと思います。私の基本的な考えは、小学校の特に低学年の場合は、自分で通える距離の範囲が一番良いと思います。何かあっても、保護者や近所の方が子どもを迎えに行ったり、引き取ったりできるような連携がないと、電車やバスで通って30分・1時間もかけて通学するようなどころまで自由にしてしまうことは、万が一の危険をカバーできることも想定しないと無理があると思います。小学校に関しては、全くの自由選択制というのはどうかと思います。一方、中学校については、子ども自身の行動範囲が広がりますし、ある程度社会に対する見方や自分のしたいことも見えてくる年頃なので、そこは小学校と比べてある程度自由な範囲に広げても良いと思います。全く自由でよいかというのは、検討の余地がありますが、小学校と中学校では、多少制限の枠は別に考えて良いと思います。個人的な意見で申し上げます、小学校については通える範囲で選択の幅を狭める、中学校については他区の現在の状況を見ると自由選択制を認めているところが多いので、他区とのバランスをみてもおかしくないと思います。小学校に関しては、制約を設けている方が多いのですが、そういう背景事情があるところから、何らかの制約を設けていると思います。現状墨田区では小学校に関してはフリーになっていますので、多少現実的に合理的な範囲で制約を設けた方が良いと思います。

雁部委員 学校選択制度を始めた経緯というのは、学校ごとに特色となることをして、それぞれの学校にあったところを伸ばしていく、お互いに切磋琢磨していくという目標があったとは思いますが、実際に保護者から見るとそういう選択機能が機能していないように見えます。7割程度制度継続賛成と言いますが、7割の中で本当にその学校が自分の子どもにしているのかどうか、今学校公開とか実際にそれを見学に行き、内容をよく吟味して、やはりこの学校は自分の子どもにあうから入れようと判断をしている保護者はあまりいないように思います。小学校の場合は、幼稚園・保育園を卒園し、先に学校へ行った子どもの親仲間からの情報等や学校で何か問題があればこの学校は良くないという噂で判断してしまうこともある訳です。ほとんど学校も見に行っていないのに、そういう情報で判断してしまう親が多いと思います。中学校の場合は、子どもが自分で選べる状況にありますので問題ないと思いますが、小学校の場合は子どもが選ぶのではなく親が選ぶ訳ですから、その辺の判断の仕方はずいぶん違うと思います。阿部委員がおっしゃったように災害時や何かあった場合に北から南の一番遠い学校に行かせている親はそこまで迎えに行くようなことをしなければいけないのですが、全員がそうではありません。会社勤めの方もいらっしゃると思いますので、難しいと思います。やはり小学校は身近な学校に通うというのが一番望ましいと思います。保護者と地域の力というものは大きいので、日ごろから子どもたちの顔がよく分かっていて、子どもたちの面倒を見てもらっているのは地域の方です。なので、遠方の学校に行ってしまうと、そういった繋がりがまったく無くなり、その子がどこの子かまったく分からない状況になる訳ですから、成長して

いく上でマイナスだと思います。見守られているということは、非常に大きいです。今地域の町会や児童会等に参加していらっしゃる方もたくさんいらっしゃいますし、特に墨田区というのはそういうのが長年続いている区で、ちょっとほかの区と一緒にしてしまうと違うかなと感じています。なかなか地域の方の力というのは、大事です。そういうことを鑑みると学校は、家庭保護者の方と地域の方で守られている、あるいはその学校をよくしていくということを学校と地域と保護者と全員でやっていかなければいけないと思います。ですから、同じ地域の学校に問題があったら、そこで皆で解決して良くしていこうという結束が出来るのがメリットなので、小学校に関しては本当に地域で育てるとというのが一番良いと思います。中学校の場合は、部活とか選択の目的がいろいろと広まってきますので、選択制でも構わないと思います。私は、学校というのは地域を大事にして、その周りで学校を良くしていくというのが本来の姿だと思いますので、小学校については学校選択制は止めるべきだと思っています。ただ今の状況は選択制が浸透していますので、阿部委員がおっしゃった通える学校に限定するとかは必要になってくると思います。

坂根委員 結論から申し上げます。私も小学校に関しては、今のような完全な自由選択制は見直すべきだと思っております。それをブロックごとにするのか、固定化するのかは煮詰める必要があると思います。中学校に関しましては、自分で選ぶことができるということで、選択制でも構わないと思っております。今学務課長のお話の中で出て来なかった点を申し上げます。それは、児童生徒数の確定ということがございますけれども、選択制によって児童生徒数が確定しないと教員の確保が難しくなるということがございます。ギリギリまで児童生徒数が確定しないことで、新たに配置される教員が、新人、期限付きであったり、学級経営に対して問題が起きる、そうするとそれから先の学習能力、学力の向上、それが課題になると思います。選択制になった経緯についてあまり存じませんが、特色ある学校ということで各学校が切磋琢磨して学力向上ということが一つにあったと思います。ただ、学級経営の面で逆にうまくいかないようですと、問題だと思えます。また、一部の学校に集中する傾向があると思います。それが全部の保護者にあるというわけではありませんが、ある保護者にはそういう傾向があると思います。自由であるということは非常に大事なのですが、選択できる自由ということと、自分だけの利益に対してだけ自由でありたいということは別だと思えます。それらをどういう風に考えていくかという点から、小学校の自由選択ということを考える時期に来ているのではないかと思います。その他の点については、阿部委員、雁部委員のおっしゃったように安全性とか、地域とかについて同感でございます。

教育長 この制度を導入した時に、保護者・児童生徒が学校を選べるということについては、文部科学省からの通知があって、保護者等の意見を聞くということで、完全な指定学区域制度の維持は困難だといった制度的な背景もあります。実態面としても小中学校で3分の2を超える選択制についての賛成がありました。学校サイドでみると、特色ある学校づくり、開かれた学校づくり、あるいは学校側からさまざまな情報発信をするという努力を大きな動機づけとして導入しました。長年単クラスであった学校が、3校くらい2学年続いて2クラスになっている実態があります。これは個々の校長の話聞いても、地域の応援もありますが、それぞれの学校が努力をした結果だと思えます。正に選択制導入の成果が表れていると思います。そうした中で、制度がそのままいいということではないので、時間の経過の中で特に東日本大震災の教訓というのがあります。そのほか、子どもたちが通学路で危険な目に遭うというようなこともあり、小学校低学年の児童の通学等の問題について、改めて配慮する必要があるのではないかと思います。そうした中で、こういった対応

が出来るのかというのが、大きな課題になるのではないかと認識しています。

横井委員長 学校制度は長い伝統があって、現在のようなシステムが出来上がっています。義務教育学校についてですが、学区制度というのは昔からずっとつながっていて、地元が学校をつくるのに貢献していたという時代もありました。そういった地元との強いつながりがあって、今の学区制度が出来上がっていったんだろうと思います。3学期制度というようなものも、日本の古来の伝統だとか、文化だとかと密接に関わりがあって出来上がっていったものです。10年ほど前ですが、学習時間の確保や学力の向上という建前のもとに、一種のブームのように学区制度や3学期制度を変えていくような時期がありました。高校のときに徒然草を習った時の「しやせまし、せすやあらまし・・・」という段を思い出して調べてみましたら、98段に「しやせまし、せすやあらましと思ふことは、おほやうは、せぬはよきなり」、した方が良いか、しない方が良いか迷った時は、大方しない方が良いいという先人の知恵だということです。鎌倉時代まで戻ることはありませんが、私はそんなに急に義務教育の学校制度を変えてしまってよいのかなと思っていました。7年ほど前に墨田区の教育委員になった時に、当区が学校選択制を取り、2学期制になっているのを少し残念に思っておりました。ですから、私は委員になってから機会あるごとに、それらについては見直す必要があるということを委員の皆さんや事務局の方たちにも申し上げてきました。今回ようやくこれらについて見直しをしようという風潮が生まれて、喜ばしく思っておりました。何でも変えない方が良いかというと決してそういう訳でもなく、前任の教育委員の皆さんやPTAのOBの方とか、地域の方たちに聞いてみると、ある時期そういう競争原理を導入しないと学校の健全な経営が出来ないというお話をされる方たちがいらっしゃいました。そういうことを考えると必要だったのかもしれないと思いますが、正常な学校運営ができるといった問題については大方解決しております。そうだとすると、無理に選択制にしておく必要性はない、委員の皆様からもお話しありましたとおり特に小学校については、いろいろと子どもたちの安全面上の問題もありますし、地域が子どもを育てる、これは今回の教育基本法の大改正で第13条にも地域が関与するというようなことが書かれていますが、子どもが地域にいないことには関与しようがない訳です。そういう意味では、是非選択制は見直した方が良いいだろうと思います。ただし、これも委員さんからお話しがありましたとおり、発達段階がありまして、中学生は、先生や親といった大人から自立しようという段階にきている子どもたちな訳ですから、無理に地域に引き留めておく必要がない、選択制の恩恵に浴しても良いと思います。けれども、小学生の子どもたちはまだ大人の庇護のもとにいる方が子どもたちにとっての幸せだとすれば、私は小学生の子どもたちは地域で育てるということを考えて、学区制度を厳守するか、あるいは少しゆとりを持たせて隣の学校にするような方向に行くのが、望ましいのではないかと思います。私の考えも含めまして、委員全員が小学校は見直しても良いのではないか、中学校については現行どおりで良いのではないかという話で大方まとまりそうな感じですが、そういう方向でよろしいでしょうか。もう一つ問題が出ていたのが、選択制で児童生徒の人数が確定しないために教員の採用が問題になるというようなことを考えると、二次募集についても問題があるので廃止の方向で検討するということがよろしいでしょうか。時期については、これまでの経過を考えると早い方が良いい気がします。

阿部委員 ある程度スピード感を持って、なるべく早くやって欲しいと思います。

坂根委員 学力向上新すみだプランも平成27年度で終了しますから、ちょうどそれが終了する時

点で切り替わると時期的に良いのではないかと思います。

雁部委員 できるだけ早い方が良いと思います。

教育長 二次募集の件ですが、児童生徒数が確定しないと教員の採用にも支障が出るということで、中学校長会からも要望が出ていることなので、二次募集は廃止しても良いと思うのですが、補欠制度は維持していかないと中学校の場合、私立中学校に進学する生徒もいますので、欠員にならないよう補欠は残しておくべきだと思います。実施時期の問題については、応募する立場から考えると一定程度の周知期間が必要だと思いますので、その辺の配慮は必要だと思っています。

阿部委員 範囲については、小学校の場合は通学の安全性を考えて、どの程度の制約とするのが現実的なのかという点はどうか。

横井委員長 学務課で何か案はありますか。

学務課長 いくつか場所替えの括りですとか、問題の拠点内容あるいは隣接校ですとかを考えています。小学生の約95%は、自宅から近い学校を選択しています。

横井委員長 これまでのいろいろなデータから考えても、指定の学校はありますが隣接する学校あるいは隣接する学区域ですかね。一定の基準の中で、決まりをつくる形になるのでしょうか。

教育長 地域の関係ということもありますが、隣接校であれば地域層が似かよっているように感じます。

横井委員長 よく町会長から聞くのですが、子どもがいても顔も見たこともないという話があります。朝早くどこかへ、遠くまで行ってしまっているので、仲間に入れようとしても入れようがないし、あちらもあまりそういう意識がないかもしれません。同じ地域の学校や隣接する学校であれば、友達関係も近い訳ですから、そういう意味では町会に近づけるようになると思います。

阿部委員 保護者同士もあまり離れていると繋がりが持てませんが、隣接校程度なら繋がりが持てると思います。

雁部委員 時間換算だと歩く速度によって変わってしまいますので、距離が良いと思います。

坂根委員 墨田区の場合、2kmというのは実情に必ずしも合っていないと思います。

横井委員長 中学校でバラバラになってしまうかもしれませんが、小学校の時に身近な大人たちと接しているということは違うと思います。小学校から知らない子というよりは、小学校までは身近な大人たちと接していける環境が必要だと思います。

阿部委員 小学校は、まず家庭から学校に行き、段々広がっていく訳ですよね。地域で育て、段々大きくなるにつれて社会性がついてきて、自分で選べるように成長していく過程が地域に根ざしたものであれば、幸せなことだと思います。

坂根委員 小学校は全人教育が大事ですから、家庭、学校、地域ということで全部必要だと思います。それには、自分の地域が一番良いと思います。

横井委員長 なお検討していきますが、小学校については指定校または隣接する学校が大原則ということで、選択の幅を狭める方向で決定していきたいと思います。補欠募集は行いますが、二次募集は中止するということになると思います。細かい問題を詰めなくてははいけません、できるだけ早い機会に実施できるようにしたいと思います。

以上で、教育委員会を終了いたします。